

平成22年千葉県地価調査に係る基準地番号の変更について

印西市・印旛村・本埜村の合併に伴い、基準地番号を下記のとおり変更します。

記

市名が「印西市」となったことから、従来の基準地番号『印旛』、『本埜』を廃止し全て『印西』とし、新基準地番号は下表のとおりとします。

旧基準地番号	新基準地番号	備考
印西（県）－1	印西（県）－1	変更なし
印西（県）－2	印西（県）－2	変更なし
印西（県）－3	印西（県）－3	変更なし
印西（県）－4	印西（県）－4	変更なし
印西（県）－5	印西（県）－5	変更なし
印西（県）－6	印西（県）－6	変更なし
印旛（県）－1	印西（県）－7	（住宅地）
印西（県）5－1	印西（県）5－1	変更なし
印西（県）10－1	印西（県）10－1	変更なし
印旛（県）10－1	印西（県）10－2	（調整区域内宅地）
印旛（県）10－2	印西（県）10－3	（調整区域内宅地）
本埜（県）10－1	印西（県）10－4	（調整区域内宅地）
本埜（県）10－2	印西（県）10－5	（調整区域内宅地）